

(案)

今後の治水対策のあり方に関する意見募集について

平成22年1月15日

「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的として、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置されました。

当会議では、本年夏頃を目途に中間とりまとめを公表し、この中間とりまとめ等を踏まえて個別ダムの検証が行われる予定です。

今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領のとおり、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

意見募集要領

1. 意見募集対象

1) 幅広い治水対策案の具体的提案について

治水対策は、河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げ、堤防の質的強化、遊水地、ダムの整備等に加えて、既存施設の有効活用、貯留・浸透施設の整備、森林の保全、氾濫原管理、洪水の予測や情報の提供、水防対策など被害の軽減を図る対策等を含めて、幅広い方策を検討することが考えられます。このような治水対策案に関して具体的提案を募集します。

2) 新たな評価軸の具体的提案について

治水対策案を比較するために、これまでの評価軸に加え、時間的・財政的な制約等を加味した新たな評価軸を検討するとともに、それぞれの評価軸の有意性や限界等について検討することが考えられます。評価軸としては、例えば、被害軽減効果（経済（資産）、人命、社会機能 等）、コスト（維持管理含む）、地域社会・環境等への影響、利水事業への影響、実現性、達成しうる安全度 等が考えられます。このような新たな評価軸に関して具体的提案を募集します。

2. 募集期間

平成22年〇月〇日～〇月〇日（〇日 17：00 必着）

3. 意見の提出方法

御意見は、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で、下記4. 提出先まで御提出ください。御意見につきましては、別添意見提出様式により、下記①～⑦を御記載ください。

①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）：

②住所：

③電話番号又はメールアドレス：

④職業（企業・団体の場合は不要）：

⑤年齢（企業・団体の場合は不要）：

⑥性別（企業・団体の場合は不要）：

⑦御意見：

4. 提出先

国土交通省河川局河川計画課

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 宛

①郵送の場合：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2－1－3

②FAXの場合：03-5253-1602

③電子メールの場合：〇〇@〇〇（件名に、「今後の治水対策のあり方に関する意見」と明記してください。）

5. 注意事項

①御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。

②御意見は日本語で御提出ください。

③なお、提出された御意見とともに、属性（職業、年齢、性別）、住所のうち都道府県名を公表する場合があります。

④電話での御意見は受け付けておりません。

⑤皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

⑥期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。

- ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 御参考

これまでの「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の開催状況につきましては、http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/index.html を御参照ください。

<問合せ先>

河川局 河川計画課 とまり ふなはし 泊、舟橋

代表 03(5253)8111 内線 35361、35372

直通 03(5253)8445